

福岡県に、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の工期延長における、工期短縮及びあらゆる影響に責任ある対処を求める意見書

現在、福岡県が事業主体として施行している西鉄天神大牟田線連続立体交差事業は、踏切による渋滞等の交通問題の解消や魅力あるまちづくりを目指して、昭和60年に大野城市と春日市とに於いて予備調査を実施したときから大きな歩みを始めた。平成元年度には、都市計画マスタープランに位置付けるなど両市は事業実施に向けて取り組んできた。その後、平成13年度に都市計画決定し、平成15年度に事業認可を受け事業が開始された。

平成22年には、新たに福岡市が参加し雑餉隈駅付近の連続立体交差事業も施行されることにより、事業完了が平成26年から令和3年まで7年延びる工期の延長を受け入れた。

さらに、昨年末には人件費や物価の上昇等の理由から、事業費の増額変更に伴う本市負担金増額の申し出があり、これについてもやむを得ないと判断し受け入れたが、工期は厳守するよう強く申し入れた。

本市は、鉄道高架事業にあわせて、区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備事業を推進しており、大変多くの関係者の多大のご協力をいただいている。

また、高架下と周辺の整備と活用を図り、中心市街地の賑わいとやすらぎあるまちづくりを行うために、市民の皆様のご意見をいただきながら計画策定等を進めるなど、準備を進めている。

そのような中、福岡県において連続立体交差事業の工期延長について、検証委員会にて検討が行われると聞き及んでいる。

大野城市議会としては、連続立体交差事業をまちづくりの根幹に係わるものであると認識しており、工期の延長による影響は甚だ大きく、市民の皆様の期待に反して、大変大きな損失になるものと憂慮している。

よって、事業主体である福岡県に対し、工期短縮に向け様々な検討を行い、1日も早い事業の完了と、工期延長によるあらゆる影響に対し、責任を持って対処されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

福岡県知事 小川 洋 様

大野城市議会議長 山 上 高 昭